

【前文】

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。

【第1章 天皇】(第1条～第8条)

第1条 【2023 立教新座】

天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第3条

天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第6条

- ① 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。
- ② 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

【第2章 戦争の放棄】(第9条)

第9条 【2023 公文国際学園】 【2023 東京学芸大学附属世田谷】

- ① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- ② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

【第3章 国民の権利及び義務】(第10条～第40条)

第11条 【2023 城北】

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

日本国憲法 OUTPUT

第13条 【2023 昭和学院秀英】 【2023 星野学園】 【2023 サレジオ学院】 【2023 城北】

すべて国民は、**個人**として**尊重**される。生命、自由及び**幸福追求**に対する国民の権利については、**公共の福祉**に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の**尊重**を必要とする。

第14条 【2023 城北】

① すべて国民は、**法**の下に**平等**であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第15条 【2023 城北】

③ 公務員の選挙については、成年者による**普通**選挙を保障する。

④ すべて選挙における投票の**秘密**は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第19条

思想及び**良心**の自由は、これを侵してはならない。

第20条

① **信教**の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

第21条 【2023 城北】

① **集会**、**結社**及び言論、出版その他一切の**表現**の自由は、これを保障する。

② **検閲**は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 【2023 城北】

① 何人も、**公共の福祉**に反しない限り、**居住**、**移転**及び**職業選択**の自由を有する。

第23条

学問の自由は、これを保障する。

第25条 【2023 中央大学附属横浜】 【2023 逗子開成】 【2023 城北】 【2023 大妻】

① すべて国民は、**健康**で**文化的な最低限度**の生活を営む権利を有する。

第26条

① すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく**教育を受ける**権利を有する。

日本国憲法 OUTPUT

- ② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条

- ① すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

第28条 【2023 城北】

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第30条

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 【2023 城北】

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

[第4章 国会] (第41条～第64条)

第41条 【2023 聖光学院】

国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第52条

国会の常会は、毎年1回これを召集する。

第53条

内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

第54条 【2023 帝京大学】

- ① 衆議院が解散されたときは、解散の日から40日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から30日以内に、国会を召集しなければならない。
- ② 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

日本国憲法 OUTPUT

第56条

- ① 両議院は、各々その総議員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- ② 両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

第59条

- ① 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。
- ② 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したときは、法律となる。
- ③ 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを妨げない。
- ④ 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて60日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

第60条

- ① 予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。
- ② 予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて30日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第61条

条約の締結に必要な国会の承認については、前条第2項の規定を準用する。

第62条

両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

第64条

- ① 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

日本国憲法 OUTPUT

[第5章 内閣] (第65条~第75条)

第65条

行政権は、**内閣**に属する。

第66条

- ② 内閣総理大臣その他の国务大臣は、**文民**でなければならない。
- ③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し**連帯**して責任を負ふ。

第67条

- ① 内閣総理大臣は、**国会議員**の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。
- ② 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて**10**日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、**衆議院**の議決を国会の議決とする。

第68条

- ① 内閣総理大臣は、**国务大臣**を任命する。但し、その**過半数**は、国会議員の中から選ばなければならない。

第69条

内閣は、衆議院で**不信任**の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、**10**日以内に衆議院が解散されない限り、**総辞職**をしなければならない。

[第6章 司法] (第76条~第82条)

第76条

【2023 栄東】 【2023 広尾学園】

- ① すべて**司法権**は、**最高裁判所**及び法律の定めるところにより設置する**下級裁判所**に属する。
- ③ すべて**裁判官**は、その**良心**に従ひ**独立**してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第79条

- ① 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、**内閣**でこれを任命する。
- ② 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際**国民**の審査

日本国憲法 OUTPUT

に付し、その後10年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

第80条 【2023 鎌倉学園】

- ① 下級裁判所の裁判官は、**最高裁判所**の指名した者の名簿によつて、**内閣**でこれを任命する。その裁判官は、任期を10年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

第81条

最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する**終審裁判所**である。

[第8章 地方自治] (第92条~第95条)

第92条

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、**地方自治の本旨**に基いて、法律でこれを定める。

[第9章 改正] (第96条)

第96条 【2023 市川】 【2023 立教新座】

- ① この憲法の改正は、各議院の**総議員の3分の2**以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の**国民投票**又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その**過半数**の賛成を必要とする。
- ② 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、**国民**の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを**公布**する。

[第10章 最高法規] (第97条~第99条)

第98条

- ① この憲法は、国の**最高法規**であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

[第11章 補則] (第100条~第103条)

第100条

- ① この憲法は、公布の日から起算して**6箇月**を経過した日から、これを**施行**する。